

要介護認定更新通知の段階的廃止について

1 概要

要介護・要支援認定の更新通知を段階的に廃止し、介護認定事務の簡素化を図り、介護認定業務に資源を集中することで、今後も増加が見込まれる要介護認定申請について申請から認定までの期間を短縮することを目的とする。介護サービス事業者等による更新申請支援体制の定着（申請可能日の月初めから3日頃までに7～8割程度が申請されること）を背景に、一律通知送付を見直す。県内でも桑名市、名張市、伊賀市にて廃止している。

2 効果

（1）事務の簡素化・効率化

更新通知に係る印刷、封入、郵送・発送作業に従事する職員の事務を削減し、申請の重複や問い合わせの件数も減らすことができる。

それにより他の認定事務を進め、申請から認定までの期間を早めることを目指す。

（2）被保険者の意識を変える

通知が届いたからと介護サービスの利用予定がない方が、不要な申請を行うケースを減らす。

（3）経費削減

郵送費、通知印刷費、封筒代を削減する。削減した費用については、他の認定事務を進めるに使う。

3 更新通知廃止に向けた動き

（1）段階的な廃止

【第一段階：経過措置の導入】

家族申請など申請を失念しやすい利用者に対する経過措置。

介護支援専門員協会に申請が漏れる可能性のあるケース等についての意見をいただき、それぞれのケースの対応策について検討した上で、更新通知の発送を停止し、更新申請が可能な満了日の60日前から一定期間（約30日を想定）が経過した未申請者に何らかの方法で周知を行う。

【第二段階：全面廃止への移行】

廃止の判断

経過措置期間中に定期的に状況確認を行い、全面廃止への移行可否を判断する。

検証項目

- ・被保険者の状況、事業者及び介護支援専門員の対応状況、事務の効率化